

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2016年3月の第7回及び第8回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解では、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」が求められました。それに対する2018年3月の日本政府のコメントは「我が国の家族のあり方に深く関わるもので、国民の間に様々な意見があることから、最高裁判決における指摘や国民的な議論の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要がある」というものでした。

また同じ日本政府のコメントの中で「旧姓の通称としての使用の拡大」について報告されていますが、通称使用だけでは女子差別撤廃条約の第16条1「(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)」が保障されているとは言えません。

これまでも夫婦同姓を義務付けているのは世界でも日本だけという指摘がされてきました。また国民の意識としても、報道によると2018年2月に公表された内閣府の世論調査で賛成が42.5%と反対(29.3%)を上回り、大きな変化が見られてきています。

したがって政府および国会においては、選択的夫婦別姓を可能とする法制度の改正にむけ積極的な議論を推進するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣